

はじめに

国では、一億総活躍プランに基づき、「地域共生社会」の実現に向けた各種施策が展開されており、2020年代初頭の全面展開を目指されています。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの“縦割り”や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」のことです

平成30年度より制度の見直しが行われた「生活困窮者自立支援法」や介護保険制度における「新しい総合事業」では、地域の多様な資源を活かして、支援を必要とする人が地域生活を継続するための仕組みづくりがより一層求められています。

福祉事業の推進の中核となる社会福祉法人は、社会福祉法人制度改革により、経営管理体制の強化や事業運営の透明性の向上とともに、「地域における公益的な取組」の推進が求められています。

福祉・介護人材の確保は、福祉関係者に共通する課題としてより深刻さを増しています。将来にわたり、福祉サービスを安定的・継続的に提供していくために、福祉サービスを提供する職員の資質向上と待遇改善のほか、多様な人材の参入を促進するための対策をさらに積極的に推進していく必要があります。

このような情勢を背景に、福祉目標である「小さなまちの大きなおうち～ふれあい 語りあい さえあいの地域（まち）づくり～」の実現に向け、平成31年度（2019年度）の事業を推進します。

事業方針

- 1) 地域での住民による協議の場づくりと小地域福祉活動の推進
- 2) ボランタリーな活動に取り組む住民の支援
- 3) 安定した事業展開を図るための組織基盤の強化

重点目標

1. 住民の皆さんにとって一番身近な生活圏域である自治会での見守り、支え合いに取り組む「支え合い連絡会」の設置に向け、働きかけを行うとともに、活動を支援します。
2. ボランティアセンターに登録するボランティアをはじめ、介護支援ボランティアや生活支援サポートーの皆さんのが、地域でいきいきと活躍できるよう、一緒に考え、活動を支援します。
3. 安定した事業展開を図るため、財政基盤の強化を図るとともに、安心して働くことが出来るよう雇用環境の整備に取り組みます。
4. 4期目を迎える福祉会館・デイサービスセンター・福祉しあわせセンターの指定管理者として、住民の福祉の向上に寄与できるような運営を行います。

事 業 計 画

[I] 在宅福祉活動

※ 表内 ★印=受託事業 ☆=町との共同事業 ◎=新規事業

区 分	事業名	事業費	事業開始	事 業 目 的
在宅高齢者地域生活支援サービス	見守り給食サービスの実施	2,654 千円	S55.7	地域在宅高齢者の栄養と健康面の改善を図るとともに地域との交流を深め、在宅高齢者や見守りが必要な世帯の福祉の推進を図る。
	事業内容	毎週木曜日の夕食の配食（祝日・8月以外）。利用者負担200円 ①町内に子どもが居住していない70歳以上のひとり暮らしの方 ②身障手帳3級以上をもっている方がいる高齢者世帯の方 ③夫婦の年齢が合わせて160歳を超える高齢者夫婦世帯の方 ④その他、特別な理由があり、運営委員会で認められた場合		
	年次目標	見守りが必要な世帯に地域住民やボランティアがつながりを持てるよう事業に関する協力者を増やすように取り組む。遠方の家族や民生委員、専門職との連携により利用者の見守り体制ができるよう支援していく。		
	★ 寝具乾燥消毒サービスの受託	637 千円	H13.7	在宅の高齢者及び障害者に対して、寝具類等の乾燥消毒を行うことにより、住みなれた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって保健福祉の向上を図る。
	事業内容	居宅に寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等を乾燥消毒する。 ①65歳以上の単身世帯②65歳以上の世帯③身体障害者手帳1,2級か療育手帳所持者の単身世帯④重度心身障害者のみの世帯⑤重度心身障害者と65歳以上の世帯⑥その他 原則1回／月、3枚／回。利用料300円／回		
	年次目標	自身で布団を干すことが出来ない方に寝具乾燥車を派遣し、月に1度の消毒乾燥サービス提供により、清潔な寝具での生活を提供する。より多くの方に利用いただけるよう広報活動に取り組む。		
	福祉機器の貸出事業	50 千円	H25.4	播磨町に在住する者に対し福祉機器を貸出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。
	事業内容	播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸出する。 ただし、他のサービスを受けることができる方は対象外とする。		
	年次目標	急な体調の変化等に速やかな対応し、在宅生活を支援するとともに、長期の利用が必要な方については、地域包括支援センター等と連携しながら、相談に応じ、公的サービスの活用等により継続的に利用できるよう支援する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅障害者地域生活支援サービス	移送事業	1,189 千円	H9.4	町内に在住する身体の不自由な高齢者および障害者等で、家庭で移送手段を確保するのが困難である方に、医療・保健・福祉の利用の便を図り、在宅福祉の向上に寄与する。
	事業内容	車椅子を使用するおおむね 65 歳以上の高齢者および身体障害者（児）で、心身の状態により他の交通機関の利用が困難で、家庭等で移送手段の確保が困難な方を対象に、リフト付車両で病院への通院や入退院・福祉施設への入退所等の送迎を行なう。		
	年次目標	実施根拠法である道路運送法をはじめとする法令を遵守し、利用者の方に安全に病院への通院や入退院・福祉施設への入退所等の送迎サービスを提供し、在宅生活を支援する。		
	★要約筆記者派遣事業の受託	366 千円	H13.4	中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合に出席する場合に要約筆記者を派遣することにより、意思伝達の手段を確保し、もって難聴者等の福祉の増進に資する。
	事業内容	登録している難聴者等が公的機関、学校や医療機関等での複雑な会話を必要とする場合や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合に登録筆記者を派遣。 対象者=町内に居住する 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、要約筆記を必要とする者。		
	年次目標	社会生活上でコミュニケーションに不便を感じている難聴者等に活用していただけるよう、啓発に努める。		
	★手話通訳者派遣事業の受託	412 千円	H15.4	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者等の家庭生活並びに社会生活における情報収集やコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図る。
	事業内容	派遣内容=公的機関への各種申請や、届出・相談時や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合、そして権利や義務に関わる重要な用件等の場合に派遣する。 対象者=町内に居住または、勤務する 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等。		
	年次目標	通訳者との情報共有に努め、現状と課題の把握に努める。そのほか、対象者の拡大に向け啓発を行う。		
	★声の広報事業の受託	274 千円	H14.4	視覚障害者に対し、広報録音 CD 等を配布することにより、より多くの情報を得ることができ、もって視覚障害者の社会参加の促進に資する。
	事業内容	朗読ボランティア「のぎく」により、毎月発行される町広報、社協だより、議会だよりなどの内容を CD に録音した上、郵送し、情報を提供する。		
	年次目標	継続してより良い CD の制作を進めていくために、ボランティアグループとの連携を常時行う。		

	★生活訓練事業 の受託	1,926 千円	H18.4	障害児の長期休業中における自立支援として、日常生活や社会生活上必要な訓練、指導及びレクリエーション活動を通じての交流を目的とする。
事業内容	夏休みの長期休業中の小学校の特別支援学級生や特別支援学校生に対し、個人の能力に応じた買物や調理・清掃など日常生活訓練やレクリエーション活動などを通して、他の学校の友達とふれあい、交流を持つ。			
年次目標	運営スタッフと共に、参加児童が楽しく過ごせるプログラム作りに取り組み、事業を通して、住民の皆さんとの交流の機会になるよう努める。			
	★手話奉仕員養成 事業の受託	431 千円	H17.6	手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障害者の利便性を図り、社会参加を推進する。
事業内容	初めて手話を学ぶ人向けに、手話の基礎的な技術について学習する講座を高砂市社会福祉協議会と合同開催する。			
年次目標	1人でも多くの人に手話に興味を持っていただけるように参加を呼び掛け、継続して学習に励んでもらえるよう講師と一緒に連携に努める。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
その他生活支援活動	日常生活 自立支援事業 (福祉サービス 利用援助事業)	1,387 千円	H12.4	判断能力に不安がある高齢者・知的障害者・精神障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い、在宅生活を支援する。
	事業内容	専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し支援する。 ①福祉サービスを利用できるようにお手伝い ②生活に必要なお金の管理のお手伝い ③通帳や書類などのお預かり		
	年次目標	利用者の抱える「生きづらさ」に寄り添い、共に考え在宅生活を支援していく。利用者を支える家族、多職種の専門職と連携し、利用者が安定した在宅生活を継続できるようつながりを大切にした関係性を構築できるよう取り組む。		
	★権利擁護支援事業	1,996 千円	H25.4	高齢者・障害者等への虐待及びその他の権利侵害の防止策や権利を守るためにの支援策など権利擁護に関する課題等について検討し、権利擁護の意識に満ちたまちづくりを推進する。
	事業内容	虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ、権利擁護の意識の醸成を行うとともに、見守りや権利擁護支援が必要な高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員等の人材の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。		
	年次目標	虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動により権利擁護の意識に満ちたまちづくりに取り組む。平成30年度から2ヶ年にわたり養成する市民後見人の活動を支援するとともに、活躍の場となる法人後見の実施に向け取り組む。		

	事業内容	小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日の10時から12時の間、福祉会館において開催。運営は、ボランティアグループ『トウインクル』による。		
	年次目標	子どもたちには安全な遊び場として、親には子育て中の仲間との出会いや情報交換の場となるよう運営する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
地域福祉活動	ふれあい ・いきいきサロン 事業	3,646 千円	H13.5	ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。
	事業内容	自治会を実施主体に、自治会の集会所等、参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアと一緒に内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。 利用対象は、おおむね65歳以上の高齢者とするが、開催頻度も含め、実施主体ごとに設定していく。		
	年次目標	<ul style="list-style-type: none"> ・40自治会を目標に、新たに開設いただけるよう自治会に働きかけていく。 ・自治会の事業として定着する中、個々のサロンが抱える課題について、運営者の方々とともに考え、解決できるよう支援していく。 		
	★生活支援体制整備事業 生活支援 コーディネーター業務	5,200 千円	H28.10	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。
	事業内容	<p>① 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務 ②サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ③社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、シニアクラブ等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体の運営に関する業務</p>		
	年次目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われているふれあい・いきいきサロンやいきいき百歳体操を始め、住民が集う場に積極的に出向き、つながりを作っていくながら、地域でキーとなる人探しや、日常生活上のニーズ等の把握に努めていく。 ・すでに行われているご近所同士の支え合い活動やサロンなどの集いの場など地域資源の状況を共有したり、地域の問題や課題等について話し合ったりできる場が設置されるよう働きかけや支援を行い、地域の中で1つでも多くの話し合いの場ができるよう支援していく。 		
	★生活支援 サポーター研修事業	354 千円	H28.10	地域の高齢者を支えるしくみづくりと住民主体の支えあい活動の担い手を養成する。
	事業内容	超高齢社会の現状や制度、高齢者とのコミュニケーションのコツや認知症についての理解を深め、高齢者の介護予防や生活支援に関わる基礎知識を学ぶ生活支援サポーター養成研修を開催。		

	★生活支援 サポーター研修事業	354 千円	H28.10	地域の高齢者を支えるしくみづくりと住民主体の支えあい活動の担い手を養成する。
事業内容	超高齢社会の現状や制度、高齢者とのコミュニケーションのコツや認知症についての理解を深め、高齢者の介護予防や生活支援に関わる基礎知識を学ぶ生活支援サポーター養成研修を開催。			
年次目標	多くの方に关心や興味を持ってもらい参加してもらえるよう広報に努めていく。また、研修修了者がサポーターとして円滑に活動に携わっていけるよう支援していく。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
生きがい創り 活動	喜寿お祝い写真 贈呈事業	153 千円	H10.9	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。
	事業内容	9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈る。		
	年次目標	敬老月間の事業として、数え年77歳を迎える方に、1人でも多くの人に応募いただけるよう、広報に努める。		
	★ はつらつ広場事業 の受託	3,803 千円	H18.4	介護保険法の地域支援事業における地域介護予防活動支援事業を実施することによって、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりや住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めるとともに、生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防の推進に寄与することを目的とする。
事業内容	町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要支援の認定を受けている方も参加可）を対象に、福祉会館・コミュニティセンターを会場に、①体操 ②レクリエーション を参加者とスタッフやボランティアでつくる介護予防と仲間作りの教室。 1人あたりの利用頻度は、週1回。利用料100円／回			
年次目標	住み慣れた地域の中に通える場所を提供し、地域住民のボランティアとともに介護予防の啓発に取り組む。体操やレクリエーションの活動を通じて、参加者同士の交流を図り地域の中で居場所として参加できるよう支援する。			

[II] ボランティア活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
		8,637千円	S58.9	
学習機会の提供	養成講座の開催事業	――	S58.9	広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。
	事業内容	要約筆記啓発講座、点訳ボランティア養成講座などの実施		
	年次目標	既存のボランティア活動者のステップアップと新たな活動者の学習の機会づくりを行う。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
交流・ネットワークの推進	ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援	――	S58.9	ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や、ネットワークを構築する。
	事業内容	手話中級講座、ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動資材の整備・自主研修費の助成・研修会や活動に関する情報提供、助言。 ボランティア同士の交流や研修を目的とした「ボランティアの集い」を開催する。		
	年次目標	ボランティアグループの活動に関する課題等に寄り添い支援する。また、グループ活動のさらなる活性化を目指し、ボランティア連絡会が行う事業へ参画・支援し、交流や研修を通じた見識の拡充やボランティア同士の支え合いの関係づくりを行う。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
情報の収集・提供・発信活動	ボランティア情報誌発行事業	――	S58.9	情報誌で、広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽ににする。
	事業内容	'みてみて'発行 1回／年		
	年次目標	ボランティア活動の実態をお届けできるよう、ボランティアに対する関心を寄せていただけるような情報の掲載を行う。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
マッチング・支援活動	コーディネート事業	――	S58.9	活動希望者と活動先の需給調整、登録
	事業内容	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。		

	年次目標	登録要綱に基づき個人及び団体活動者の把握に努める。また、活動希望者と地域のニーズに対し、スムーズに対応できるように双方の情報収集に努める。募集情報については、ホームページ等を活用し迅速な発信を目指していく。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
災害時支援活動	生活相談員の養成	_____	H27.4	災害により福祉避難所の開設に至った際、その避難民を対象に不安の軽減を図るため傾聴等の支援を行う相談員を養成し、災害時に備える。
	事業内容	福祉避難所開設時に配置する生活相談員の登録を行う。		
	年次目標	福祉避難所運営について、播磨町役場の担当グループと共に、相談員の資質や役割について共有を図るなど、人材の登録に向け取り組んでいく。		

[III] 一般福祉活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
当事者組織への支援活動	各種団体への助成	305千円	_____	各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動の支援を行なう。
	事業内容	各種団体・当事者組織の事業計画に基づく申請により助成する。また、活動の支援を行う。		
	年次目標	各種団体・当事者組織の自主活動が活発に展開できるよう支援する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
福祉学習活動	福祉学習指定校の指定	100千円	S62.4	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。
	事業内容	小中学校 計6校を対象に助成し、福祉学習に関する授業等の取り組みを支援する。		
	年次目標	助成するのみならず、有意義な取り組みができるいけるために、各学校での福祉に関連する取り組みの情報収集を行い、企画検討の段階から寄り添っていく。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
啓発・広報活動	社協だよりの発行	1,156千円	S44.6	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図る。
	事業内容	社協だより『ゆう&あい』の毎月24日発行。		
	年次目標	社協の情報発信の大切な媒体であり、各事業の紹介をはじめ社会福祉協議会の取り組みや地域の情報を発信していく。		

	ホームページの開設	157千円	H10.4	広範囲な人を対象に、当社協の活動を周知するとともに、情勢に即応した新しい情報タイムリーに発信し、福祉の向上を図る。
事業内容	インターネットを使い、各部署が最新の情報を発信する。 Eメールを活用し、双方向の情報交換を行う。			
年次目標	社協だよりと同様に、社協の情報発信の大切な媒体であり、ホームページの特性を活かし、タイムリーな情報発信を行なう。			
	福祉フェアの実施	179千円	H8.6	社会福祉協議会や社協事業を周知するとともに、障害者理解やボランティア活動等への啓発を目的とする。
事業内容	手話体験・車いす体験・要約筆記体験など（旧 福祉大会を28年度より改称。回数は第22回となる。）			
年次目標	参加者が福祉に触れながら学べる各種体験コーナーを設ける。内容についてはボランティアセンター運営委員会を通して検討し、当日の運営に関しても登録ボランティアの協力を得るなど、ボランティア活動者との協働で事業に取り組む。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
相談所の開設	心配ごと相談所の開設	206千円	S37.1	広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行なって、地域住民の福祉の増進を図る。
事業内容	毎週火曜日13時から16時の3時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員8名により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助を行なう。			
年次目標	身近なよろず相談窓口として、どこへ相談に行けばよいのか悩まれている方に利用いただけるよう広報に努める。			
	法律相談所の開設	327千円	H9.6	心配ごと相談の一環として実施し、相談内容が多種多様化する中、法律的な助言・援助が必要とする相談の問題解決能力を高める。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施する。 ・ 実施にあたっては、心配ごと相談を受けてもらい、問題解決上必要と判断した場合に予約とする。 			
年次目標	貴重な専門相談である法律相談を有効活用していただけるよう、また、成年後見制度の専門相談窓口として、心配ごと相談とともに広報活動に努める			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
資金の貸付	生活福祉資金の貸付	—	S34.4	低所得・高齢者・障害者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようする。
事業内容	対象：①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 資金の種類：①福祉資金 ②教育支援資金（教育支援費・就学支援費） ③総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ④臨時特例つなぎ資金 ⑤不動産担保型生活資金 ⑥要保護世帯向け不動産担保型生活資金			
年次目標	生活困窮者への支援として、世帯が自立し、安定した生活が送れるよう、単に資金の貸付相談ではなく、生活にかかわる総合相談として捉え、自立相談支援機関等と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。			
特別援護資金の貸付	400 千円	S35.9	生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸付ける。	
事業内容	対象：生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯 貸付限度額：50,000円 償還期間：12ヶ月以内			
年次目標	生活福祉資金と同様に、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
募金活動	社協会費	4,757 千円	S58.6	社協会員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。
事業内容	普通会費 1戸 500 円 特別会費 5,000 円 とし、7月より集金。			
年次目標	社協活動の理解につとめ、多くの方に賛同していただけるように取り組んでいく。			
共同募金	2,755 千円	—	住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。	
事業内容	・兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 ・配分金を地域福祉推進のために有効に活用する。			

年次目標	配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用するとともに、募金が播磨町の福祉の向上に活用されていることを広報する。		
歳末募金	1,450千円	S26.12	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、福祉活動を展開する。
事業内容	・自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯にお見舞金を届ける。		
年次目標	募金に協力していただけるよう啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。		
善意銀行	425千円	S38.8	地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。
事業内容	・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払出を行う。		
年次目標	地域住民の善意を生かせるよう運営を行う		

[IV] ★地域包括支援センター

事業費	事業開始	事業目的
58,868千円	H18.4	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。
事業名	具体的な内容	
総合相談支援	①地域や関係機関等からの情報収集による対象の実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。	
権利擁護	①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って速やかな虐待対応を行う。 ③地域で活動する支援者の後方支援を行うことで安心・安全なまちづくりを進める。	
包括的・継続的 ケアマネジメント	①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るために研修や情報提供を行う。	
介護予防ケアマネジメント	①基本チェックリストを実施し、対象者の心身の状況に応じた適切なサービスが包括的・効率的に提供されるように支援する。	
多職種協働による地域包括 支援ネットワークの構築	①困難ケースに対して地域ケア個別会議を開催し、多職種協働体制を構築する。 ②自立支援型地域ケア個別会議を開催し、ケアマネジャーが自立に資したケアプランが作成できるように支援する。	
指定介護予防支援	①予防給付に関するケアプランの作成、サービス提供、モニタリング、給付管理を行う。	

認知症総合支援	① 認知症地域支援推進員を配置し、相談支援体制を築くとともに、一般向け・従事者向け講演会等を開催し、認知症であっても住み慣れた地域で暮らせる体制の構築を図る。
その他	① 地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。 ② シニア元気アップ出前講座等を行い、介護予防活動を支援する。
年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の地域福祉活動と協働し、地域での見守り・支え合い活動を含めた地域包括支援ネットワークの構築を図る。 ・医療・福祉関係機関、民生委員・児童委員、行政との会議を重ね、地域課題の早期発見・解決に向けた取り組みを強化する。 ・権利擁護に関する講演会や出張相談会を実施する。 ・認知症に関する講演会および従事者向け研修を実施するとともに、認知症カフェや当事者・家族の居場所づくりの支援を行う。 ・介護支援ボランティアや認知症サポーターの養成を行い、それらの担い手の活動支援を行う。 ・健康教育の実施および介護予防に資する居場所づくりの支援を行う。 ・多職種参加による自立支援型地域ケア会議と困難ケースにおける個別地域ケア会議を開催し、自立支援に向けたケアマネジメントの向上・定着化を図り、地域包括ケア体制構築のための提言を行う。 ・関係機関と連携して介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に進め、住民の介護予防が効果的になされるように支援する。

[V] ゆうあい園運営事業

事業費	事業開始	事業目的
23,176 千円	S58.5 H21.4	利用者に対し、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。
方針	関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供する。	
年次計画		<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者のニーズを知るため日頃から対話やふれあいのコミュニケーションを大切にする。 ② 利用者のニーズや現状に沿った個別支援計画を作成し、自己実現を目指した支援を提供する。 ③ 作業の充実に努める。 ④ 季節の行事や園内外活動に利用者の希望を反映させて、楽しみや潤いのある日中活動を提供する。 ⑤ 家族・関係機関・ボランティア等と連携し、利用者が地域で安心して暮らせるように支援する。

[VI] 介護保険事業

区分	事業名	事業開始	事業目的
ホームヘルパー ステーション	介護保険事業	H12. 4	総事業費 17,499千円
	方針	サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側に立って運営することを基本方針とし、職員の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。	
	年次計画	・介護の専門職として、在宅を支えていくために、生活援助とともに身体介護の技術の向上を図る。 ・安定した運営を図るために、職員の確保に取り組む。	
	★高齢者生活支援型 ホームヘルプサービス事業 の受託運営	H12. 4	身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者がホームヘルパーの派遣を必要とする場合、その費用の一部を助成することにより、高齢者が健全で自立した安らかな生活が営むことができるよう援助する。
	内容	対象者：町内に在住する者で、介護保険対象外であるが、日常生活上援助が必要と認められるおおむね65歳以上の要介護高齢者がいる家庭。 内容：①身体介護に関すること ②家事に関すること ③相談・助言に関すること	
	障害者総合支援法 に基づく居宅介護事業	H18. 4	身体障害者（児）・知的障害者（児）に対し、自立と社会参加を促進するため、適正な居宅介護を提供する。
	内容	対象者：身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者 内容：①身体介護に関すること ②家事に関すること ③外出時における介護	
	介護保険事業	H12. 4	総事業費 99,387千円
	方針	サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となって、「明るく優しく元気良く丁寧に」事業運営に当たることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指して、合わせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づく適正な通所介護ならびに第一号通所事業（町の総合事業の中の通所事業）を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。	
		上記方針の達成の為、 ① 利用者の生活自立の助長と安心・安全な生活の質の保持と向上のため、本人・家族・介護者との対話を大切にして、心身の状態把握と意向・希望を聴き取り、ニーズ把握に努める。 ② 把握したニーズ、状態に応じたサービス提供のため、ニーズを踏まえた通所介護計画書を作成して、定期的また必要に応じた見直しを行い、サービス提供を行う。 ③ 通所介護計画書の作成に当たっては、担当ケアマネージャー立案のケアプランに即すこと、また必要時のプランの変更の提案を行い、日常的に本人のニーズに応じた過ごし方が出来ているのかに着眼してサービス提供に当たり、毎日のミーティング等を通じて、評価・見直しを行っていく。	

	年次計画	<p>④介護支援専門が召集するサービス担当者会議へ積極的に参加して、本人・家族、ケアマネージャー、各サービス提供事業所との連携協力の下、本人の安定した生活向上に寄与するようサービス提供することに努める。</p> <p>⑤選択制メニューの充実・拡充、ニーズに即した内容にするため、希望アンケートの実施また日頃の参加の様子を見ながら 地域ボランティアの協力や新規協力ボランティアの開拓もしながら、レクリエーションを実施する。</p> <p>⑥生活行為能力の向上に着目した運動やレクリエーションの実施で家庭内自立の促進を意識したサービス提供を行う。</p> <p>⑦認知症利用者への対応を強化するため、認知症介護基礎研修や実践者研修の受講によりケア力の向上に努め、加算取得に向けての条件整備を行う。</p>				
	★障害者日中一時 支援事業	H18. 4	社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかるため、身体障害者に対し、適正なサービスを提供する。			
	内容	<p>対象者：町内に在住する18歳以上の身体障害者</p> <p>内 容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常動作訓練（機能訓練・レクリエーション）⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧排泄援助</p>				
	★身体障害者短期入所事業	H12. 4	身体障害者の介護を行う者の疾病その他の理由等により、障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障害者およびその家族の福祉の向上を図る。			
	内容	<p>対象者：町内に在住する在宅の障害者</p> <p>利用期間：7日以内</p>				
居宅介護支援事業所	介護保険事業	H12. 4	総事業費 24,201千円			
	方 針	要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。				
	年次計画	<p>平成31年度中の特定事業所加算の取得を目指し、取得要件でもある以下のことを順次取り組みます。</p> <p>①主任介護支援専門員の資格取得を職員に推奨し、計画的な研修や他法人と合同研修を行ないケアマネジメントの質を高める。</p> <p>②事例検討を適宜行ない、困難事例にも対応できる職員を育成する。</p> <p>③ご利用者様やご家族様の急な依頼への対応を行なえるように連絡体制を確保する。</p> <p>④介護支援専門員一人あたりの担当平均件数が40件未満を維持できるように調整を行なう。</p> <p>⑤播磨町及び他市町村からの介護認定調査委託を積極的に受け、収入の増加を計る。</p>				

[VII] 公益事業

事業名	事業費	事業開始	
★福祉社会館の受託運営	18,978 千円	H62. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として、効率的な運営を図ると共に、住民の福祉の増進に寄与する ・自主事業にも積極的に取り組み、多くの方に利用いただける施設を目指す ・長く施設が利用できるよう、中長期の修繕計画を町に提案してゆく ・各種設備の維持・管理を徹底し、万全なサービスを提供する ・職員のマナー向上を図り、更なる利用者目線での運営を行う
★福祉しあわせセンターの受託運営	6,918 千円	H12. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。

[VIII] 地域福祉推進計画

事業名	事業費	事業開始	
地 域 福 祉 推 進 計 画	5,738 千円	H24. 4	
活動内容 支え合いの地域づくりに向けた啓発と自治会エリアでの話し合いの場とする「支え合い連絡会」の提案を行う			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で、日常的に支え合いや見守り活動が行われていくための機運の高まりを目指して、コミセン単位で「支え合い連絡会」の設置に関する提案を講演形式で行う。2019年度は南部コミセン、東部コミセンでの開催を目指す。 ・コミセンでの講演会や、いきいきサロン等での地域での出前講座を通して、「支え合い連絡会」の立ち上げを個別に働きかけ支援を行う。 			
活動目標 地域福祉推進計画の策定			
日々の暮らしの中で起こる課題に、みんなで、支え合い助け合いながら向きていくことのできる地域づくりを提案し、支援するための指針として新たに「第5次地域福祉推進計画」の策定を行い推進していきます。			